悪質な訪問販売

訪問販売は手軽で便利な反面、一部の悪質な業者があなたを狙っています。安易な契約による失敗や後悔をしないために、悪質な訪問販売の代表的な手口を紹介します。

ちょっと待って！甘いことばの落とし穴

ひとりで悩まずお気軽にどうぞ

訪問販売など、特殊販売でお困りの方、ひとりで思い悩まず気軽にご相談を。皆さんとともに考え、解決のためのお手伝いをします。

相談は、無料です。

〈相談先〉

市消費生活センター

☎28－8100

西堀通6番町　中央公民館内

ホームパーティー商法

電話で「○○研究センターです。お料理を試食して、アンケートに答えてくれませんか。お金はいりません」と言われ、自宅でパーティーを開くことを承諾した。

ところが、アンケートどころか「あなたが使っているホーローやアルミの鍋は、キズから毒素が出て、がんやポケになる」と言われ、ステンレス鍋セット（三十六万円）の購入契約をしてしまった。

後で冷静に考えると、おかしい事に気付き、三日目に解約を申し出たところ、使用したものは解約できないと断わられてしまった。

【問題点】

①契約した日を含めて七日以内のため、クーリング・オフが適用される。

②○○研究センターと、公共機関らしい名前を使っている。

③ホーローやアルミの鍋は有害と、根拠のない説明をしている。

④使った商品は解約できないとウソを言っている。

催眠商法

一昨日、自宅の近くで卵などを安く売るというので行ってみた。会場には年輩の人が大勢おり、四、五人のセールスマンから玉子やせっけんなどをもらっていた。

その後、羽毛布団が出され、「今日、品物をもらった人からは、契約しなければならない」と、クレジットの申込書が配られた。大半の人はもらった品物を置いて逃げてしまった。逃げ遅れてしまい、「申込書にサインしないと帰さない」と、セールスマンが出口を防いでしまった。

恐ろしくなって、約三十六万円の契約書にサインをして帰ったが、なんとか解約できないものだろうか。

【問題点】

①本当に売りたい商品を展示していない。

②契約した日を含めて七日以内なので、クーリング・オフが適用される。

キャッチ商法

一カ月ほど前、街を歩いていると、「あなたは少し太っていますね。スマートになりたいと思ったことはありませんか」と話しかけられ、さらに「耳よりな良い話があるので、聞いてくれませんか」と、近くの喫茶店に誘われた。

そこでは、薬のようなものを見せられ、「これを飲むと体質改善になります」とか「体にたまった悪いものが排せつされるので、絶対にやせられます」などと強引に勧められ、健康食品（四十五万円）の購入契約をさせられてしまった。

家に帰ってよく考えてみると、話がうますぎるし、高額で支払いも心配になり、解約を申し出たところ、契約はコンピューターに入れてしまったので解約できないと断わられてしまった。解約は本当にだめなのか。

【問題点】

①契約後七日目が過ぎ、クーリング・オフが適用されない。

②勧誘が業界の倫理に反するキャッチセールスである。

③健康食品なのに、「やせられる」などと、薬事法違反の疑いがある。

④根拠のない説明を真に受けた錯誤の契約と思われる。

⑤解約の申し出に対して、販売者の対応が適切さを欠いている。

霊感商法

子供が幸せになるように、息子が生まれたとき、開運印鑑を作った。半月ほど前にその印鑑を供養するからと誘われ、会場に連れて行かれた。

そこで家系図を書かされて、「あなたの先祖の中に迷っている霊がいるため、不幸な出来事が起こりそうである。このつぼは、ありがたい霊山の石でできているので、必ず幸せになる」などと、百万円のつぼを買わされた。なんだか信用できなくなったので、返品したい。

【問題点】

①契約後の七日間が過ぎて、クーリング・オフの適用がない。

②「必ず幸せになれる」など根拠のない説明を信じた。感違いによる契約である。

かたり商法

消防署員のような服装をした人が「消防署の方から、消火器の点検にきました」と言って来たので、消防署の人と思い「家には消火器はありません」と答えたところ、「今は各家庭に消火器を置くことが義務づけられており、買ってもらわねば困る」「消火器を買ってないのは、お宅だけだ」と、一万九千五百円の消火器を現金で買わせられてしまった。

夫に「設置義務なんかない。返せ」と言われたが、返品できるものか。

消防署の方から消火器の点検にきました

【問題点】

①全額支払い済みのため、クーリング・オフが適用されない。

②消防署員と同じような服装で、消防署から来たと思わせることは軽犯罪法の官名詐称にあたる。

③根拠のない設置義務の説明を信じた。感違いによる契約である。

電話工事商法

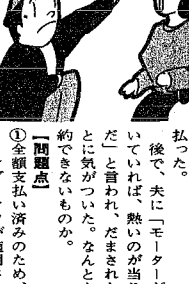

工事屋さんみたいな人が来て、「お宅のトイレファンから煙が出ているみたいです。取り替えないと漏電して、火事の心配がある」と言われ、トイレファンの取り替えを承諾した。

取り替え部品に手をふれさせられ、「こんなに熱くなっているのだから……」と言われ、納得して一万四千円を払った。

後で、夫に「モーターが動いていれば、熱いのが当り前だ」と言われ、だまされたことに気がついた。なんとか解約できないものか。

【問題点】

①全額支払い済みのため、クーリング・オフが適用されない。

②漏電で火事の心配があるなど、消費者の無知につけ込んだ行為である。

若いキミも狙われている

アポイント商法

十八歳の息子が、電話で「海外旅行が安くできる話がある」と誘われて、営業所で約六十万円の英会話教材の購入契約をさせられたことを、信販会社から請求書が郵送されたことで初めて知った。

早速、販売会社に電話で解約を申し出たところ、契約してから七日間が過ぎているので解約はできないと断わられた。

息子が持っていたクレジットの申込書には、連帯保証人に親の名前が書かれており、息子は「海外旅行が安くできる会員になったので、ビデオはもらったのだ」と言っているが、申込書は商品購入であり、解約はできないものか。

【問題点】

①契約について親の同意がないので、取り消しができる。

②海外旅行が主目的のような勧誘である。

③売買契約なのに、本人にその認識をさせない巧妙な説明である。

未成年は法定代理人の同意が必要

私たちは日常生活でいろいろな契約を積み重ねながら権利を取得したり、義務を負担したりしています。

そしてだれもがこうした権利能力をもっています。未成年者であっても立派に契約を結ぶことができます。しかし権利能力があっても、そのことは直ちに、法律上の行為をひとりで完全になしうることを意味しません。

私たちがひとりで完全に有効な法律上の行為を行うには、「行為能力」というひとつの能力が必要です。この能力をもっていない人を行為無能力者といい、ひとりでは完全な法律行為をする能力がないとして、取消権を与えるなど損失を受けないように保護しています。

未成年者は無能力者です。原則として、未成年者が契約など法律行為をするには、その法定代理人（親など）の同意が必要です。もし法定代理人の同意をもらわずに法律行為をしたときは、あとでこれを取り消すことができます。

たとえば、未成年者のした売買契約を取り消したとき、支払った代金は返還を求めることができ、受け取った商品は返せばよく、商品の汚れや破損がひどい場合でも損料を支払う必要はありません。

取り消すことのできるのは、未成年者自身または法定代理人です。

海外商品先物取引はギャンブル

最近、香港のほかにアメリカやイギリスの各市場の砂糖、大豆、金、石油、コーヒーなどの悪質な先物取引に誘われ、大金を巻き上げられるケースが増えています。うまい儲け話には注意しましょう。

悪質な電話勧誘

中学校や高校の同窓生の後輩を装って、電話で「○○高校の同窓生の先輩にも話をしているが、今大変いい利殖の話があるので少し聞いてくれませんか。銀行預金より有利で絶対もうかります」とか「もうけは会社が保証します」「注意　海外商品先物取引が出れば会社が負担します」などと良いことづくめの勧誘をします。

長時間の勧誘

豪華なパンフレットで一流企業を装い家庭や職場を訪れ、複雑なグラフや新聞などを見せて、専門用語を使って説明し、契約を結ぶまでは何時間でも粘ります。
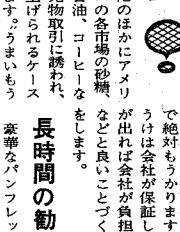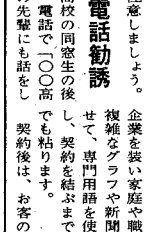
契約後は、お客の指示を聞かないで、特にもうけがあるときはなかなか解約に応じてくれず、逆に、損が出るようなときは強引に増資をさせられます。